

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
四万十市(西土佐)	津大地区② (津賀・藪ヶ市・須崎・大宮下・大宮中・大宮上・下家地・中家地)	令和4年3月31日	令和6年3月31日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	148.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	83.2ha
③地区内における20才以上の農業者の耕作面積の合計	52.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	23.0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.4ha
(備考)	

- 注1:③の「20才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

中山間地域に位置しているが、おおむね基盤整備が完了しており、西土佐地域では有数の優良な圃場面積をほこるが、谷間では狭小地が点在し、徐々に耕作放棄地が増加する傾向にある。
 集落の高齢化や担い手不足が課題ではあるが、他地区と比較すると5つの集落営農組織や24名の中心経営体が存在し、集落組織による作業受委託等により一定農地の集積が来ている。また個々の経営体も今のところ経営が成立している。しかし高齢化率は高く、5～10年後には地域内の人口が減少する見込みであり、また担い手となる後継者が農地面積と比べると少数しかいない。
 現状では水稻や高収益作物を栽培しており、地域ブランドの「大宮米」や、米ナス・栗の振興に力を入れている。また中山間地域等直接支払交付金や、多面的機能支払い交付金を活用し、農地の維持が来ているが、法面の草刈等維持作業に従事する人員が徐々に減少し、かなりの負担となってきている。鳥獣防護柵等の設置もおおむね完了しているが、老朽化が進み、所々で被害が来ている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、当面は中心経営体である5つの集落営農組織や認定農業者等28経営体が担うが、今後は担い手が不足するため、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。また地区内や他の集落営農組織及び中山間地域等直接支払制度の集落協定と連携し、広域化を図り、広い農地を効率的に維持管理していけるよう、次世代型農業設備への更新を検討する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(集積農地の整備)

中心経営体へ集積する農地については、生産性・利便性の良いものを選別し、農道や水路に所々老朽化による不具合があるものは、各種整備・交付金事業を活用して水路や圃場を整備・修繕し、優先的に維持していくとともに、手間のかからない果樹(栗)や米ナス等への転換を行う。

(農地中間管理機構の活用方針)

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

(基盤整備への取組方針)

地区全体としてはおおむね完了しているが、一層の生産効率向上や農地集積・集約化を図るため、須崎・薮ヶ市地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討する。。

(新規・特産化作物の導入方針)

水稻については、田の立地条件や生産性に応じ主食用米と飼料用米を栽培し、特に主食用米については既存ブランドである「大宮米」を活用し、品種や栽培基準の規格を作成、品質を保持することで高収益化を図る。
また高収益作物については、米ナスと栗を中心に、各圃場に適切な品目を栽培し安定した収入を確保するとともに、担い手の減少と耕作放棄地の増加に歯止めをかける。

(鳥獣被害防止対策の取組方針)

各地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組み、特に老朽化が激しい箇所を把握、早急に修繕を実施していく。

(災害対策への取組方針)

市やJA等と連携し、水害、寒乾害、高温害等の被害防止のため、気象情報を共有し、被害発生の抑止に努める。

(スマート農業の導入方針)

集落営農組織にて自動散布型のドローンや、自走型草刈機、クラウド型の栽培管理システム等を各種補助事業やモデル事業を導入して共同購入し、作業の効率化と負担軽減、作業安全性を向上させ、担い手の確保と合理的な農作業の確立を図る。